

SNS等を活用した相談体制構築事業の委託先業者募集に係る質疑応答

平成30年7月23日

京都府教育庁指導部学校教育課

【質問 1】仕様書のP.1 5 委託事業の概要 (3) 相談時間

「実施期間中の午後5時から午後10時までの間とする」との記載がございますが、こちらは相談期間中の平日、祝日、休日の全てに実施するという認識で相違ございませんでしょうか。

【回答】

平日、祝日、休日にかかわらず、相談期間中は全て実施していただくこととなります。

【質問 2】仕様書のP.2 5 委託事業の概要 (4) 相談対象者

「府内公立中学校・義務教育学校及び高等学校」と「府立特別支援学校(中学部・高等部)」との記載がございますが、対象人数はどの程度を想定されていますでしょうか。

また対象となる生徒の学年、学校、対象地区等も差し支えない範囲でご教示頂けますでしょうか。

【回答】

対象地域・・・京都府内（京都市を除く）

対象人数・・・66,000人程度

対象学年・・・府内公立中学校（第1学年～第3学年）

府内義務教育学校（後期課程 第7学年～第9学年）

府立特別支援学校（中学部・高等部）

府立高等学校（第1学年～第3学年）

【質問 3】仕様書のP.2 5 委託事業の概要 (4) 相談対象者

対象の生徒に相談窓口の告知にあたって、計画やスケジュールなどご予定があればご教示頂けますでしょうか。

【回答】

相談期間開始前に対象生徒への周知を予定しています。周知方法の詳細は、現在検討中ですが、相談カードの配付、ポスターによる広報を予定しています。

なお、企画提案参加者様において、この方法以外にも、効果的な周知方法があれば御提案をいただくことは可能です。